昭和58年度 保健委員がきまりました

日常生活の保健衛生に村が事業を進めております総合検診をはじめとした各種検診、予防接種や料理実習の会場準備などと地味な役割に協力頂きます次の方々が4月1日付で任命されました。一年間お世話になりますが、よろしくお願いします。（敬称略）

◎予防衛生委員
小湊いさ子　渡辺喜枝子
村山　秋子　市島　要子
羽入　スギ　野内　延子
小林　芳子　平原智恵子
細海　光子　田辺美代江
栄森　裕子　原　百合子
児玉真由美　山田　裕子
田中　カズ　白倉　君江
長沼　和代　井沢　幸子

◎公衆衛生委員
五十嵐勇夫　小湊　忠八
登石　藤市　斎藤雅美智
田中　善弥　佐藤　邦夫
田中兵一郎　野沢　正
原　正行　野内　作一
児玉　金雄　石塚　順市
高柳　弘　田村甚一郎

◎食生活改善推進委員
五十嵐藤重　加藤　睦子
堀　マサ子　本間　正子
田辺　幹子　中村　久子
関本　セツ　高橋　恵美
野沢　トミ　小林　節子
山田恵美子　児玉　ヤス
大橋　章子　神保キクイ
後藤　郁

◎母子保健推進委員
金子　政子　登石　光代
近藤美知子　服部　クニ
大関　タツ　藤村　慰子
河井　昌子　小林咲穂子
曽山　緑　井沢　幸子

行政相談委員に 野内正氏が委嘱されました。

国では行政事務を執行していくうえで、皆様の苦情を受付る窓口として、各地に行政監察局を設置し、「よりよい行政」をめざしていますが、地域的に見て多くの人が相談するのは困難ですので、市町村に「行政相談員」を置き、皆様から気軽に相談や苦情を申し出てもらうようにしてあります。

野内氏は、昭和五十四年より行政相談委員として委嘱を受けておられましたが、この度、行政管理庁長官より引続き委嘱されました。

尚毎月第三月曜日午後一時三十分から四時三十分まで、月寿荘で相談を受付ていますから気軽においで下さい。

家庭奉仕員派遣に伴なう 制度が一部改正されます

この制度は、老人世帯、老人一人暮し、身体に故障のある児者の方で、日常生活上の世話を依頼された世帯に、今までは無料で派遣しておりましたが、4月1日以降の制度の一部改正で、下表に該当する方から費用を徴収する事になりました。

利用世帯の階層区分	利用者負担額一時間当たり
生計中心者の前年所得税課税年額が三万円未満の世帯	二九〇円
生計中心者の前年所得税課税年額が三万円以上の世帯	五八〇円

4月1日から 妊産婦に対する医療費助成制度がなくなります。

これまで県が実施して来た補助事業で、妊産婦が医療機関にかかった場合、その医療費の一部を県の助成制度のなかで実施してきましたが、四月一日からはこの制度がなくなりました。

ただし、特例として三月三十一日までに妊産婦医療費受給資格証の交付を受けた人は（妊娠届出）、その受給期間の終期が来るまでは経過措置としていままでどおり助成が受けられます。

※また、4月1日からは医療機関にかかる場合、一部負担金として外来は月の初回受診日に四百円（入院一日三百円で二ケ月限度）を支払うことになります。

乳児医療費助成制度はいままでどおりです。

※ただし、4月1日からは医療機関にかかる場合の一部負担金は妊産婦の場合と同じで外来は月の初回受診日に四百円（入院一日三百円で二ケ月限度）を支払うことになります。

楽しかった 親子ふれあい広場

去る三月十三日、親子を対象としたレクリェーションの集いが開催されました。これは、青少年問題がクローズアップされている現在、親と子の絆をもっと強く深めてもらおうと、月潟村のスポーツサークル及び社交ダンス研究会それに村外団体であるレクトピアの三つの青年団体の共催で企画されたものです。

何しろ村内では初めての試みであるため、ああでもないこうでもないと何度も打合せ会議を開き、ようやく準備も整い、二月十三日いよいよという時になって例の大雪で延期となるなど苦労もありましたが、教育委員会それに青少年育成村民会議の御協力を得て、三月十三日には親子六十余名の参加で賑やかに楽しく実施することが出来ました。

オープニングから指導者の巧みなゲーム指導により、たちまち和やかな雰囲気となり親ごさんたちも理性と教養を取り払って、ゲームに、歌に踊りに熱中されていました。

二時間という短い時間ではありましたが、参加された人達の楽しそうな表情を見ていると、やって良かったなという気持ちにさせられました。第一回目ということで、反省すべき点も多くありましたが今後も時期を見て第二弾も計画してみたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

県消費生活改善推進員に ≪矢挽由紀子さん≫

新潟県消費生活改善推進員に大字月潟の矢挽由紀子さんが委嘱されました。

（TEL 75－二四二九番）

推進員の主な仕事は、

○ 消費者からの相談、苦情を受けつけ、関係機関にとりつぐこと。

○ 県に対し、消費生活に関する意見、要望、情報を提供すること。

○ 県の調査等に協力する。

などです。

消費生活、消費者行政については、国や県も重要視し、この推進に積極的に取り組んでいます。

〝かしこい消費者〟としてこの制度をうまく利用しましょう。

なお、前任の推進員、中村久子さん、2年間ほんとうにご苦労様でした。

機掛設備の投資を計画されている企業者へ！

㈱新潟県中小企業振興公社では、中小企業者が必要とする新鋭機械設備を割賦で譲渡する設備貸与制度の受付を四月一日より開始しております。

○設備価額　二〇万円以上三〇〇万円以下

○貸与損料（利息相当分）

年五％又は、五・五％

○返済期間　四年半又は七年

○申込期限　申込総額が事業予算枠に達するまで

なお、申込者の資格要件など詳細については、産業課、商工会又は直接公社へお問い合わせ下さい。

㈱新潟中小企業振興公社
新潟市西堀前通二番町七一五番地六
TEL　〇二五二（22）〇〇二五

5月11日～5月20日 春の全国交通安全運動 ドライバーは安全運転の原点に戻ろう

今年も5月11日(水)から5月20日(金)まで10日間春の全国交通安全運動が行われます。

この運動の目的は広く住民に交通安全、交通道徳を普及徹底し正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけることにより交通事故防止の徹底を図るものです。

運動の重点としては

▼歩行者及び自転車利用者特に子供と老人の交通事故防止

▼二輪車の安全利用特に交差点での安全確認の励行とヘルメット着用の徹底

▼安全運転の確保特に安全速度の励行とシートベルト着用の推進

▼暴走族の追放

の四項目を重点に幅広い国民運動として展開することとしています。十分注意して事故を起こさない、合わないようにしましょう。